

高知地域医療支援センター規則

平成23年11月16日
規則第36号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知地域医療支援センター運営事業委託契約に基づき、国立大学法人高知大学医学部（以下「医学部」という。）に高知地域医療支援センター（以下「センター」という。）を設置し、その運営等に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、高知県における医師不足の状況等調査・把握分析した結果を参考に、医師のキャリア形成支援と一体的に高知県の地域医療に係る適正な医師の配置等を行い、地域医療の充実を目的として運営する。

(事業)

第3条 センターにおいては、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 医師不足状況等の調査・把握分析に基づく医師の適正配置等に関すること。
- (2) 高知県医師養成奨学貸付金貸与者を含む医師のキャリア形成支援に関すること。
- (3) 医療情報の発信と県内外の医師及び医師志望者からの相談に関すること。
- (4) 県内への医師流入促進に関すること。
- (5) 地域医療関係者との協力・連携の構築に関すること。
 - ① 高知地域医療支援センター運営委員会の運営
 - ② 高知県医療審議会等への参画
- (6) その他必要と認められる事業に関すること。

(組織)

第4条 センターは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
 - (2) 副センター長 2人以内
 - (3) 専任事務職員 3人以内
 - (4) その他必要な職員 若干人
- 2 前項第1号に掲げるセンター長は、医学部長が委嘱する。
- 3 第1項第2号及び第4号に掲げる者は、センター長が委嘱する。

(任期)

第5条 前条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる者の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(任務)

第6条 センター長は、センターの業務を掌理する。

2 副センター長は、センター長を補佐する。

3 第4条第1項第3号及び第4号に掲げる者は、センターに関する業務を分掌する。

(運営委員会)

第7条 センターの運営に関し必要な事項を審議するため、センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会については、別に定める。

(事務)

第8条 センターの事務は、国立大学法人高知大学医学部・病院事務部総務企画課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、センターの運営等に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成23年12月1日から施行する。

2 この規則施行後最初の第4条第1項第1号、第2号及び第4号に定める者の任期は、第5条の規定にかかわらず平成26年3月31日までとする。